

## 白岡市公民館条例等の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の理由

条例等の見直しにより、白岡市公民館条例等の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

#### (1) 第1条関係（白岡市公民館条例の一部改正）

##### ア 第1条（設置）

所要の文言整理をする。

##### イ 第11条（利用条件の変更停止及び許可の取消し）

「教育委員会」を「市」に改める。

##### ウ 第16条（使用料の減免）

「教育委員会」を「市長」に改める。

#### (2) 第2条関係（白岡市勤労者体育センター条例の一部改正）

ア 第3条ただし書（休館日）、第4条第1項ただし書及び第2項ただし書（利用時間及び期間）、第5条（利用の許可）、第6条（許可の制限）、第8条（遵守事項及び市長の指示）、第9条ただし書（施設等の変更制限）、第10条第1項（利用許可の取消し等）、第13条（入館の禁止）並びに第16条第1号（使用料の還付）

「市長」を「教育委員会」に改める。

#### (3) 第3条関係（白岡市市民テニスコート条例の一部改正）

ア 第2条ただし書（休業日）、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書（利用時間等）、第4条（利用の許可）、第5条（許可の制限）、第7条（遵守事項及び市長の指示）、第8条第1項（利用許可の取消し等）並びに第13条第1号（使用料の還付）

「市長」を「教育委員会」に改める。

##### イ 第8条第2項（利用許可の取消し等）

「市長」を「市」に改める。

#### (4) 第4条関係（白岡市B&G海洋センター条例の一部改正）

- ア 第15条（使用料の減免）、第27条ただし書（指定管理者の損害賠償義務）、第28条（利用料金収入の帰属及び利用料金の決定）及び第29条第2項（利用料金の納付等）

「教育委員会」を「市長」に改める。

(5) 第5条関係（白岡市生涯学習センター条例の一部改正）

- ア 第10条第2項（利用条件の変更停止及び許可の取消し）

「教育委員会」を「市」に改める。

- イ 第15条（使用料の減免）

「教育委員会」を「市長」に改める。

### 3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中白岡市公民館条例第1条及び第11条第2項の改正規定、第3条中白岡市市民テニスコート条例第8条第2項の改正規定並びに第5条中白岡市生涯学習センター条例第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。